

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたことから、教育委員会の意見を申し出る。

記

1 改正内容

教育長の期末手当を改定する。

| | 改定後 | 現行 | 差 |
|-----|---------|-----------|----------|
| 3月 | 25/100 | 25/100 | - |
| 6月 | 164/100 | 171.5/100 | -7.5/100 |
| 12月 | 169/100 | 176.5/100 | -7.5/100 |
| 合計 | 358/100 | 373/100 | -15/100 |

※ 令和4年3月の期末手当については、特例措置を講ずる。

2 新旧対照表

別添のとおり

3 施行年月日

令和4年3月1日

4 今後のスケジュール

本件可決後、区長へ意見回答

令和4年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第1条～第4条 (略) (支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の164</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の142</u>、12月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の169</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の146</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～29 (略)</p> <p><u>30 令和4年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の10」とする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和4年3月1日から施行する。</u></p> | <p>第1条～第4条 (略) (支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の171.5</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の149.5</u>、12月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の176.5</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の153.5</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～29 (略)</p> <p>別表 (略)</p> |